④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

⑤　主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記６⑴へアクセスして入手するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い　上記７⑴①の認定（同７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７⑴①の認定を受けていない構成員が同７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道45号久慈長内トンネル工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

阪神高速道路株式会社における平成31・32年度建設工事及び平成29～32年度測量・建設コンサルタント等の業務についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする方の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成30年10月10日

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長　幸　　和範

◎調達機関番号　421　◎所在地番号　27

○平成30年阪神高速公告第29号

１　工種及び業種の区分　工種及び業種の区分は、次のとおりとします。

なお、建設工事の工種の後のかっこ書きは、各工種を申請するのに必要とされる建設業法（昭和24年法律第100号）の許可の種別を表しています。

〔建設工事の場合〕

①　土木（土木工事業）
②　橋梁（メタル）（とび・土工工事業、鋼構造物工事業又は解体工事業）
③　橋梁（Ｐ・Ｃ）（土木工事業）
④　舗装（舗装工事業）
⑤　電気（電気工事業）
⑥　電気通信（電気通信工事業）
⑦　塗装（塗装工事業）
⑧　建築（建築工事業）
⑨　遮音壁（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業又は解体工事業）
⑩　管（管工事業）
⑪　機械器具設置（機械器具設置工事業又は消防施設工事業）
⑫　標識設置（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業又は解体工事業）
⑬　造園（造園工事業）
⑭　維持修繕（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業又は解体工事業）
⑮　その他（①～⑭に該当しない工事で、その工事内容に対応する許可）

〔測量・建設コンサルタント等の場合〕

①　測量
②　地質調査
③　土木設計
④　建築等設計
⑤　補償
⑥　その他業務

２　インターネット一元受付による申請

建設工事（単体）定期受付

詳細については、国土交通省ホームページをご覧ください。

⑴　パスワードの事前取得　インターネット一元受付による申請には、パスワードの事前取得が必要です。平成30年11月１日（木）から同12月28日（金）までの間にパスワードの請求手続をしてください。

⑵　申請用データの受付期間　平成30年12月３日（月）から平成31年１月15日（火）までの９時～17時　ただし、土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日から１月３日まで）は除きます。

問い合わせ先

インターネットによる受付ヘルプデスク

電話番号　06―7638―9927（建設工事）

開設期間　平成30年11月１日（木）から平成31年１月15日（火）までの９時～17時　ただし、土曜、日曜、祝日及び年末年始は除きます。

３　文書受付による申請

⑴　定期受付（郵送方式）

①　建設工事（単体）の場合　平成30年12月３日（月）から平成31年１月31日（木）まで（消印有効）。

②　建設工事（経常建設共同企業体）の場合　平成31年４月１日（月）以降随時に受け付けます。⑵の②を参照

⑵　随時受付（郵送方式）

①　建設工事（単体）の場合　申請者が⑴以降の時期に申請を希望する場合は随時受け付けます。

②　建設工事（経常建設共同企業体）の場合　平成31年４月１日（月）以降随時受け付けます。申請を行うことができる工種は「土木」と「塗装」の２工種です。

なお、全構成員がその申請工種につき、単体で平成31・32年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていることが必要です。

③　測量・建設コンサルタント等の場合　現在も受付継続中です。

⑶　申請書の入手方法　申請書は、公示日以降、弊社ホームページ（https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/compe/）に、様式類を掲出しますので、必要な様式をダウンロードしてください。

⑷　申請書の添付書類　申請書には次に掲げる書類を添付してください。

〔建設工事（単体）の場合〕

①　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査に係る総合評定値通知書であって下記［１］及び［２］の要件を満たすものの写し。

［１］　経営事項審査に係る告示（平成20年国土交通省告示第85号をいいます。）第一の一の２に規定する審査基準日が、定期の一般競争（指名競争）参加資格の申請にあっては、平成29年６月30日以降のもの（平成29年６月30日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書が複数ある場合は、最新のもの）、随時の一般競争（指名競争）参加資格の申請にあっては、申請をする日の１年７か月前の日以降のもの。

［２］　雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等）の提出が必要となります。

②　国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の２、その３の３のいずれか）の写し

〔建設工事（経常建設共同企業体）の場合〕

①　経常建設共同企業体協定書（甲型又は乙型）
②　構成員全員の印鑑証明書（申請書提出日前３か月以内のもの）

〔測量・建設コンサルタント等の場合〕

①　法律上、営業に関する資格を必要とする業種について申請するときは、その資格を証明する書面の写し
②　国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の２、その３の３のいずれか）の写し